

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下「当学会」という。）の定款（以下、「定款」という。）第5条第1項、第7条及び第13条第1項第1号並びに当学会会員規程第6条の規定に基づき、会員の会費について定める。なお、この規程が使用する用語は、定款に準じるものとする。

(会費の額の決定)

第2条 年会費の額は毎事業年度検討を行うものとする。

- 2 年会費の額の変更は、理事会において審議を行ったのち総会の承認を受け、その翌事業年度より変更する。
- 3 協議員会は、理事会の諮問を受けた場合には、上記総会の決議に先立って、年会費の額の変更につき意見を述べることができる。

(年会費の額)

第3条 会員の年会費は、毎年1月1日を始期とし、12月31日を終期として、その額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 12,000 円
- (2) 準会員 年額 7,000 円
- (3) 賛助会員 年額 一口200,000 円を一口以上
- (4) 正会員である理事及び監事並びに協議員は、当学会の管理運営のための費用として、正会員の会費とは別に一人当たり年3,000 円を特別会費として納めるものとする。
- (5) 功労会員及び名誉会員並びに学生会員及び研修医会員は会費の納入を要しない。

(会費の請求)

第4条 事務局は当該事業年度中に正会員、準会員及び賛助会員に対して会費の請求書兼振込用紙を送付する。

- 2 学生会員に対しては同時に会員資格継続の意思を確認するための書類を送付する。
- 3 事業年度途中に入会した正会員、準会員及び賛助会員に対しては、入会后速やかに会費の請求書兼振込用紙を送付する。
- 4 初期研修期間が終了し正会員となった会員に対しては、速やかに会費の請求書兼振込用紙を送付する。

(会費の納付等)

第5条 会費を納付すべき会員は事務局より送付された振込用紙をもって当該事業年度の4月30日までに納付する。

- 2 前項の場合、特段の申し出がない限り当該金融機関あるいは郵便局の振込金受領書をもって領収書に代えるものとする。
- 3 会費の納付は当学会の学術集会においても受け付ける。また当学会の主催するセミナーなどにおいても受け付けることがある。
- 4 事業年度途中に入退会する者は、当該年度の全額の年会費を支払わなければならない。
- 5 年会費の納付に要する費用は、会員の負担とする。

(会費の使途)

第6条 第3条第1項第1号から第4号に掲げる会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の滞納)

第7条 定款第10条第1項第2号により、2年以上にわたって会費を滞納した者は、会員としての資格を喪失する。

- 2 事務局は資格喪失対象者の名簿を理事会に提出しなければならない。
- 3 理事会は事務局の報告を受け直近の会議において該当者の処分について審議する。
- 4 資格の喪失は、理事会の決定により該当者に通知される。
- 5 「資格の喪失」後滞納した会費全額の納入がなされた場合、事務局は理事会にその旨を報告し、理事会は直近の会議において資格の回復について審議するものとする。この場合において、理事会は、会員としての資格回復を相当と認めるときは、該当者の会員資格の回復を承認し、これを該当者に通知する。

(規程の変更等)

第8条 この規程は、総会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

1. この規程は、2015年6月1日より実施する。
2. 2016年7月27日にこの規程第7条第5項に会員資格回復に関する条文を追加および第7条第6項を削除し、2016年7月28日より実施する。
3. 2019年1月12日 学生・初期研修医の会費無料化に伴い、第3条、第4条を変更し、2019年1月13日より実施する。
4. 2020年8月22日 事業年度変更に伴い、第3条、第5条を変更し、2020年8月23日より実施する。